

写

答 申 書

宇部市特別職報酬等審議会

平成 31 年(2019 年)2 月 22 日

宇部市長 久保田 后子 様

宇部市特別職報酬等審議会  
会長 安部 研



特別職の報酬等の額について (答申)

平成 30 年 11 月 21 日付けで貴職から諮問のありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額 (以下「報酬等の額」という。) について、当審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

1 答申の内容

報酬等の額については、現行の額を据え置くことが適当と認める。

2 審議の経過

当審議会は、平成 23 年 4 月に報酬等の額が減額改定された経緯及び、それ以降、前回 (平成 28 年度開催) までの審議会で報酬等の額を据え置くに至った経緯を踏まえ、この額のあり方について、市長からの諮問を受け審議に入った。

(1) 審議に際し参考とした資料

- ① 県内他市及び人口規模が同程度の類似団体及び近隣都市 (以下「類似都市」という。) の特別職の報酬等の比較
- ② 本市並びに県内他市及び類似都市の財政状況
- ③ 全国及び県内の消費者物価指数の推移
- ④ 一般職の職員の給与の改定状況
- ⑤ 市長及び副市長の給料及び退職手当に係る特例的減額措置の状況
- ⑥ 本市の個人市民税納税義務者 1 人当たりの給与所得の推移
- ⑦ 本市及び県内他市の人口の推移
- ⑧ 人事院勧告による月例給勧告率並びに本市及び県内他市のラスパイレス指数の推移
- ⑨ 本市一般行政職の平均給料額の推移
- ⑩ 本市の行政委員会の活動状況
- ⑪ 本市の各種審議会等の設置状況と職務内容

⑫ 市議会の活動状況

⑬ 最低賃金による他団体との特別職の報酬及び財政状況等の比較

## (2) 審議に当たっての基本的な考え方

- ① 前回(平成28年度)と同様に、平成26年度の審議会において整理された「報酬の額等を検討する上での指標」(基準となる報酬等の額を県内他市や類似都市との均衡、比較の中で決定し、それをベースとして、本市の現状と将来展望に特筆すべき傾向がある場合に増減させるもの。)に沿って検討を行うこと。
- ② 市長及び副市長(以下「市長等」という。)の給料及び退職手当は、市長等の政治判断により自主減額を行っているが、当審議会においては、それぞれの職本来の報酬額等の水準を審議し、これら自主的な減額措置とは切り離して考えるべきものであること。
- ③ 行政委員会の委員の報酬は、法の趣旨に則り、引き続き日額支給とすることを原則とし、例外的に月額とすべき特段の事情があるものについて月額支給を採用すること。また、今後も優秀な人材を確保し本市の行政運営を安定的かつ持続可能なものとしていくため、その職責に見合う水準を保障する必要があること。

## (3) 審議に当たり考慮した事項について

- ① 「人口減少」は全国的な課題であり本市も例外ではないが、山口県平均の減少率よりも緩やかな減少率とはなっているものの、今後も人口減少は続くと予測されること。
- ② 「個人市民税納税義務者1人当たりの給与所得」は、山口県平均額よりも高く、また、増額傾向にある。「納税義務者数」は、平成26年度に減少し、その後平成28年度から再び増加に転じているが、中長期的には人口減少に伴い減少する見込みであること。
- ③ 財政状況を示す指標である「経常収支比率」は、固定経費では、福祉的経費が上昇傾向にあるものの公債費は減少傾向にあり、収入では、税収は伸び悩みの傾向があり、地方交付税もここ2、3年減少傾向であるが、数値的には、現在、93.4%となっており、現市長就任時の98.2%という状況からは改善しており、県内でも中位水準であること。
- ④ 「財政力指数」は、平成26年度から平成29年度までの推移を見ると、改善傾向にあること。
- ⑤ 「市債残高」は年次的に減少しており、また、「積立基金残高」は庁舎建設基金の増加及び財政調整基金も積み増しがされ、総額は増加していること。
- ⑥ これら財政状況を示す指数の推移から、本市財政は改善傾向にあると思われるが、今後、人口減少、少子高齢化による税収減と民生費の増大、また、老朽化した公共施設のマネジメントに係る経費、さらには、100億円を超える庁舎建設事業費のうち、庁舎建設基金を除く残りは市債で賄うことになり、今後、地方交

付税が伸び悩み中、公債費返済が増加する状況においては、不断の行財政改革による安定的な財政運営を行う必要があること。

- ⑦ 一般職の職員の給料については、毎年、国家公務員の給料に対する人事院勧告を踏まえて改定しており、平成26年度以降プラス改定となっているが、この間の上昇率は0.97%とわずかであること。また、国家公務員の給料との比較を示す「ラスパイレス指数」は、平成29年度は100.0ポイントとなっており、国と同水準であること。
- ⑧ 産業構造別となる類似団体等との比較のほか、その地域の労働者の収入、生活水準を示す「最低賃金」による比較の観点も取り入れるべきであること。この場合、比較する団体は、最低賃金が山口県（802円）と近似する群馬県、新潟県、石川県及び岡山県でそれぞれ人口規模が10万人台の市を選定し、比較検討したこと。
- ⑨ 前回平成28年度の審議会の答申において、各種審議会等委員については、「市政運営において大きな役割を担っており、就任に当たっては、市や市民への奉仕という理念にも賛同の上、職務を行っており、一定の評価をされるべきことであるが、その報酬額の水準は、県内他市や類似団体と比較して低い状況に置かれており、今後、優秀な人材の確保や市民協働のさらなる推進、ひいては本市の行政運営を安定的かつ持続可能なものとし、市民参画による行政運営を更に推進していくという観点から、市民の納得が得られる報酬額の水準について継続して検討する必要がある。」との附帯意見を踏まえ、今回、各種審議会等委員の報酬について、検討していくこと。

### 3 審議の内容

#### (1) 市議会議員、市長、副市長について

- ① 少子高齢化、人口減少社会による現在の状況においては、市政運営における最高責任者としての市長・副市長の職務は、広範で非常に複雑かつ困難であり、その職責も非常に重いものであること。
- ② 市長・副市長の給料及び退職手当について、県内他市及び類似都市と比較をしたところ、まず、給料について県内他市との比較では、おおむね本市の規模に相応した水準であるが、類似都市との比較では下位水準であること。
- ③ 退職手当については、県内他市との比較では給料と同様に本市の規模に相応した水準であるが、類似都市との比較では、反対に、市長・副市長とも上位となる状況であること。
- ④ ③を受け、視点を変えて、類似都市との比較においては、市長・副市長の任期、1期4年間の給料及び退職手当の総額で比較することとしたところ、市長、副市長とも、相対的に下位に位置づけられたことから、全体的には妥当性を欠くものではないこと。

- ⑤ 最低賃金による他団体との比較検討を行うに当たっては、その額が山口県と近似する県のうち人口が10万人台の群馬県桐生市、新潟県上越市、石川県小松市及び岡山県津山市を選定した。これらの中で本市は、市長・副市長の給料及び退職手当については、相対的に上位水準となるものの、均衡の観点からは許容範囲内であることが確認された。また、議員報酬については中位水準であった。
- ⑥ 市議会議員は、議会活動以外の活動状況が見えづらいところがあるが、市民にとっては身近で期待される存在であり、当然、その報酬額も職務に見合ったものが求められること。
- ⑦ 市議会議員の議員報酬について、県内他市や類似都市との比較検討を行ったところ、本市の規模に相応した水準の額であること。
- ⑧ 議員報酬の額について、これまで財政面からの審議をしてきたが、近年、小規模自治体の議会においては、議員の「なり手不足」という問題が顕在化しており、本市議会議員についても、市の将来を託す優秀な人材を確保するためにも、一定程度、又は市議会議員を志す人にとって魅力的に映る額を確保すべきとの観点から議論し、検討する必要もあること。このため、本市の過去2回の市議会議員選挙における定数及び立候補者数の状況から考察したこと。
- ⑨ 民間企業などで経験を重ね、相応の地位や報酬を得ている人が市議会議員を志すに当たり、議員報酬など待遇面で躊躇することがないように、一定程度の報酬額を確保する必要がある。また、議員活動を積極的に行うことができるよう、政務活動費について、拡充を検討する必要があるのではないか。

これらのことから、市議会議員の報酬、市長・副市長の給料及び退職手当の額については、県内他市や類似都市等との比較検討をした結果、本市の規模に相応した水準の額であること、また、本市の財政状況を示す諸数値に好転の兆しは見えるものの、今後、少子高齢化、人口減少社会による税収減や民生費の増大に加えて、庁舎建替による市債の増加などにより、市財政の見通しは厳しいものと予測され、報酬等の額を増減させる特別な事情は見受けられないと判断した。

## (2) 非常勤職員について

### <行政委員会委員>

平成22年度の本審議会において、非常勤職員のうち、農業委員会委員を除く行政委員会の委員については、月額支給から日額支給に見直す答申が行われ、平成23年4月から支給方法が変更されている。

地方自治法には、報酬の支払方法は原則として日額であり、例外的に特別の事情がある場合に条例に定めることで、これによらないことができるとしており、本市としては、原則どおり日額支給を採用しているところである。

これらを踏まえ、次のような審議がなされた。

- ① 日額支給とすることで人材確保が困難になり、委員の活動が低下していないか。
- ② 他団体との比較を行うためには、日額による委員の活動実績を月額に換算する必要があるとの意見があったことから、これを検討したところ、本市の行政委員会委員（農業委員会を除く。）の報酬額は、選挙管理委員会委員長など一部を除き相対的に下位にあった。
- ③ このような傾向が現れるのは、現に勤務を行った日に応じ報酬が支給されたからにほかならず自明であること。また、委員の活動状況についても、平成25年度から平成29年度までの5年間における1か月当たりの報酬額を見てみると、大きな変動はなく安定しているとも言えることから、日額支給となったことで委員の活動が低下したり、制限されている状況は見られないこと。
- ④ 唯一、月額支給としている農業委員会委員の勤務状況を確認したところ、農業委員会委員は、執行機関としての審議や意思決定をする活動のほか、農地等の利用の最適化のため、個々人が日常的に現場活動も行っていること、また、平成29年度から新たに設置された「農地利用最適化推進委員」は、農地等の利用の集約・集積化や遊休農地の発生防止等のため、担当地区において日常的に現場活動を行っていることを確認した。

これらのことから、行政委員会委員の報酬については、前述のとおり、今後の市財政の見通しは厳しいものと予測されることから、その額を増減させる特別な事情は見受けられないと判断した。

農業委員会委員（農地利用最適化推進委員を含む。以下同じ。）については、その活動状況から、日額支給の例外とすることができるとされる平成22年度の本審議会において示された基準を満たしており、引き続き月額支給とすることができるものとした。

なお、農業委員会委員の活動については、農業従事者を除く一般の市民には見えにくいものがあり、今後宇部市が、その報酬について、現在の固定給に加え、国が示すように、活動・成果に応じた報酬を上乗せし支給することとなれば、説明責任の観点からも、市民に対してその活動状況を明らかにすべきであり、さらには、これを執行機関たる農業委員会自身の目的や機能などと併せ、積極的に情報発信する必要がある。また、各委員の活動・成果の評価に当たっては、その根拠を明確にし、客観的指標により公正に判定するような仕組みを構築し、これを公表することが市民理解につながる。

#### <各種審議会等委員>

前回平成28年度の本審議会の附帯意見を踏まえ、各種審議会等委員の額（4,000円）については、県内他市や類似都市と比較して低い水準にあることから、その妥当性について検討を行ったところ、次のような意見と応答がなされ、審議がされた。

- ① 各種審議会等委員については、その職務に対する対価であるが、その活動が市や市民への貢献という側面を持ち合わせていると考えられることから、その額が他市と比較し、低くなっている状況があると解することができること。
- ② 仮に報酬額を引き上げるとなると、現状40以上もの審議会等がある中で、これを構成する委員はかなりの数に及ぶことから、市財政への負担を顧みると単純に引き上げることはならないのではないかと。
- ③ 平成22年度の本審議会において報酬額を引き下げた経緯として、審議会等の1回の会議時間はおおむね2時間であり、1時間3,000円（当時は日額6,300円であった。）は市民感覚からして高額に映り理解が得られにくいこと。また、県内他市においても4,700円から5,000円程度の例も見られ、厳しい財政状況も考慮し思い切った見直しをする時機に来ていること。などを再度確認したこと。
- ④ 日額4,000円については妥当と考えられるが、委員の交通費相当の費用弁償があるべきではないか。以前は支給されていたと記憶しているがこれを止めたのはなぜか。
- ⑤ 平成14年度に当時の職員課（現人事課）が総務課（現総務管理課）へ意見照会しており、非常勤職員の通勤費相当額については、当該職員の居住地から勤務場所までの移動は、法及び条例の規定による「旅行」に該当しないと考えられ、費用弁償として支出することは適当ではないとされたことから、現在に至っていること。

これらの意見を総合的に審議した結果、各種審議会等委員の報酬については、現状を維持することが適当であると判断した。

ただし、今後も、優秀な人材を確保し、市政運営を安定的かつ持続可能なものとするため、市民の納得が得られる報酬額の水準について継続して検討を行う必要がある。

#### 4 結論及び要望事項

これらを総合的に判断した結果、当審議会としては、特別職の報酬等については、現時点では改定を行うこととせず、その額を据え置くことが適当との結論に至った。

また、本市は、引き続き厳しい財政状況にあること、また、議員報酬については、今後、市民の負託に応え市政を発展的に導いていくため、市議会議員に関し優秀な人材を確保する必要があることから、附帯意見として次の事項を付記する。

- 1 本市の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、今後、庁舎建替に伴い市債発行による償還が財政上の新たな負担となっていくことから、一層の行財政改革の取組を進めつつ、財政の安定的運営と健全化に一層の努力をされたい。

2 今般、地方議会において議員の「なり手不足」の問題が顕在化している。これは、政治への無関心や地域における人材不足、選挙制度など様々な要因が考えられるが、議員報酬の額もその一因とされる。

現在、本市はそのような状況にはないものの、その懸念は払拭できない。

議員は、地方自治の根幹である二元代表制の首長と並ぶ議決機関たる議会の構成員であり、その資質、意欲とも当然に高いものが求められる。また、その役割として、市長を始めとする執行機関のチェック・監視機能を果たすことは勿論のこと、個人においては、自身の意見や政策を明確にし、真剣に執行機関と議論を交わすなど切磋琢磨しながら、政策実現による本市の継続的な発展を担う重要な存在である。

このことから、市議会議員について優秀な人材を確保する観点からも、議員報酬の水準について継続して検討をされたい。

なお、補足的に、政務活動費について、議員活動の活発化を図る観点から、支給額の拡充について検討されることを望むものである。



【資料1】

宇部市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長、職務代理以降は五十音別)

役 職	所 属 団 体 等	氏 名
会 長	宇部商工会議所 会頭	安 部 研 一
職務代理	株式会社 宇部日報社 代表取締役社長	脇 和 也
委 員	宇部市民生児童委員協議会 副会長	正 司 マキコ
委 員	宇部市障害者ケア協議会 会長	土 屋 智
委 員	社会保険労務士	徳 勢 美知子
委 員	一般社団法人 宇部青年会議所 理事長	中 島 浩
委 員	うべ女性会議 代表	永 田 彭 子
委 員	宇部市婦人会協議会 会長	藤 井 恵 子
委 員	宇部市消費者の会 会長	藤 本 米 子
委 員	連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表	松 谷 竹 雄

【資料2】

宇部市特別職報酬等審議会 開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	平成30年11月21日(水)	委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	平成30年12月26日(水)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬、非常勤職員の報酬の審議
第3回	平成31年 1月24日(木)	答申内容の検討